宫津市公報

令和4年2月1日 宮津市字柳縄手 345番地の1 宮津市総務部総務課発行

	目	<u>次</u>	
1 令和 3 年度宮津市子育て世帯等臨 支給事務実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
 1 農用地利用集積計画の縦覧・・・・ 2 宮津市森林整備計画変更案の縦り	- 公 ······ f·······	告 ——	····· 3 ····· 3
———《 《上下水道告示》 1 宮津市下水道排水設備指定工事業		# #	3
 《告 示》 1 宮津市教育委員会定例会の招集		員会 ———	4
《告 示》 1 公職選挙法に基づいて行う公職の 2 指定投票区の指定及び指定関係が)選挙における払	票区 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······4 ·····5
 《告 示》 1 宮津市農業委員会定例総会の招		員 会 ———	5

告示

宮津市告示第1号

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 支給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年1月13日

宮津市長 城 﨑 雅 文

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の 趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した者が、速 やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として、 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(以下「非 課税世帯等給付金」という。))について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

- 第2条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。
 - (1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税 法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税(同法の規定による特別区 民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
 - (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。)
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、非課税世帯等給付金を支給 しないものとする。
 - (1) 前項第1号に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む家計急変世帯
 - (2) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯
 - (3) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯 (給付金の額)
- 第3条 非課税世帯等給付金の額は、1世帯につき10万円とする。

(受給権者)

第4条 非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世

帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(給付申請)

第5条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)の提出又は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書若しくは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(家計急変世帯分)(以下「申請書等」という。)を令和4年9月30日(確認書は、市長が当該確認書を発出した日から3月)までに市長に提出しなければならない。

(代理人による給付申請)

- 第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。
 - (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が非課税世帯等給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書等に加え、原則として委任状を提出するものとする。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。 (支給決定等)
- 第7条 市長は、第5条の規定により確認書又は申請書等を受理したときは、速やかに内容を確認の 上、支給の適否を審査し、当該支給対象者に対し、非課税世帯等給付金を支給する。

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第8条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条に規定する期限までに確認書の提出又は申請書等による申請が行われなかった場合は、支給対象者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市長 が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由によ り支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその 他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った非課税世帯等給付 金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公告

宮津市公告第1号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用 集積計画(令和4年1月13日付け宮農委第60号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告 し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年1月21日

宮津市長 城 﨑 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
 - 自 令和4年1月21日 至 令和4年2月4日
- 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

------ * * * <u>-----</u>

宮津市公告第2号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第3項の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和4年1月28日

宮津市長 城 﨑 雅 文

記

- 1 縦覧の期間
 - 令和4年1月28日から令和4年2月28日
- 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

水道企業

《告示》

宫津市上下水道告示第1号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が令和3年12月31日に満了した次の者について、継続して指定しなかったので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程(令和2年水管規程第3号)第16条の規定により告示する。

令和4年1月19日

宮津市上下水道事業 宮津市長 城 﨑 雅 文

指定番号 宫下水道指定第65号

- (1) 名 称 太陽家電販売株式会社
- (2) 所 在 地 与謝野町字上山田260番地
- (3) 代表者 代表取締役 田中 憲一郎

指定番号 宮下水道指定第95号

- (1) 名 称 株式会社石丸浄水センター
- (2) 所 在 地 福知山市三和町千束639番地
- (3) 代表者 代表取締役 石丸 雄之助

指定番号 宮下水道指定第134号

- (1) 名 称 勝井設備
- (2) 所 在 地 福知山市大江町小田原1132番地
- (3) 代表者 勝井 弘司

教育委員会

《告示》

宫津市教育委員会告示第1号

令和4年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。 令和4年1月20日

> 宮津市教育委員会 教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和4年1月21日(金)午後1時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ (4階応接会議室)

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を定めたので、 同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月31日

宮津市選挙管理委員会 委員長 前 田 良 二

投票区	区域
第1投票区	本町、魚屋、新浜、柳縄手、島崎、鶴賀、城内の各自治会及び字浜町
第2投票区	宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷の各自治会
第3投票区	亀ケ丘、松ケ岡、池ノ谷、白柏の各自治会
第4投票区	浪花、漁師町、日吉、杉末の各自治会
第5投票区	城南、滝馬、百合が丘、福田、宮村上の各自治会
第6投票区	城東、宮村、辻町、旭が丘、第2旭が丘の各自治会
第7投票区	惣、皆原、山中、西波路、波路町、波路、東波路、府営東波路団地、獅子崎、つつ じが丘、問屋町、グンゼの各自治会及び旧東国名賀自治会区域の字惣
第8投票区	小田、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手の各自治会
第9投票区	新宮、脇、中村、小寺の各自治会
第10投票区	上司、中津、銀丘の各自治会
第11投票区	小田宿野、島陰、鏡ケ浦の各自治会

第12投票区	田井、矢原、獅子の各自治会
第13投票区	須津、夕ケ丘、浜垣、宝山の各自治会
第14投票区	文珠自治会
第15投票区	江尻、天橋、難波野、大垣の各自治会及び字成相寺
第16投票区	中野、小松、溝尻、国分の各自治会
第17投票区	浜自治会
第18投票区	上自治会、畑自治会の各自治会
第19投票区	下世屋自治会
第20投票区	松尾、木子、上世屋の各自治会
第21投票区	大島、岩ケ鼻、外垣、長江の各自治会
第22投票区	田原自治会
第23投票区	里波見、中波見、梅ケ谷、奥波見の各自治会
第24投票区	立、大西、厚垣、落山、薮田の各自治会
第25投票区	由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会

備考 この表の区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る投票区の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められる自治会をその構成員の区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成28年選管告示第9号は、廃止する。

* * * -----

宮津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月31日

宮津市選挙管理委員会 委員長 前 田 良 二

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、 第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、 第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、 第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、 第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成28年選管告示第10号は、廃止する。

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。 令和4年1月5日

> 宮津市農業委員会 会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和4年1月13日(木)午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館(宮津市中央公民館) 3階大会議室
- 3 議 題
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について